

佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格、物価高騰（以下「物価高騰等」という。）の影響を受けて、事業活動に支障が生じている村内で事業を営む事業者に対して、その影響を緩和するための支援として、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、佐井村補助金等の交付に関する規則（昭和54年佐井村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象業種)

第2条 支援金の交付の対象となる業種（以下「支援対象業種」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。次号から第3号までにおいて「産業分類」という。）大分類A－農業、林業に該当する業種のうち中分類－02林業に該当する業種
- (2) 産業分類大分類D－建設業に該当する業種のうち中分類－06総合建設業、07職別工事業に該当する業種
- (3) 産業分類大分類E－製造業に該当する業種のうち中分類－09食料品製造業、12木材・木製品製造業、31輸送用機械器具製造業、32その他の製造業に該当する業種
- (4) 産業分類大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業に該当する業種のうち中分類－33電気業に該当する業種
- (5) 産業分類大分類H－運輸業、郵便業に該当する業種のうち中分類－44道路貨物運送業、45水運業に該当する業種
- (6) 産業分類大分類I－卸売業・小売業に該当する業種のうち中分類－56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、59機械器具小売業、60その他の小売業に該当する業種
- (7) 産業分類大分類M－宿泊業、飲食サービス業に該当する業種のうち中分類－75宿泊業、76飲食店に該当する業種
- (8) 産業分類大分類N－生活関連サービス業、娯楽業に該当する業種のうち中分類－78洗濯・理容・美容・浴場業に該当する業種
- (9) 産業分類大分類P－医療、福祉に該当する業種のうち中分類－85社会保険・社会福祉・介護事業に該当する業種
- (10) 産業分類大分類Q－複合サービス業に該当する業種のうち中分類－87協同組合（他に分類されないもの）に該当する業種
- (11) 産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）に該当する業種のうち中分類－88廃棄物処理業、89自動車整備業、90機械等修理業に該当する業種
- (12) 前各号に掲げるもののほか、不安定な世界情勢などにより、著しく物価高騰等の影響を受け、村長が特に必要と認められる業種

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規

模事業者又は個人事業者で、本店又は主たる事業所の所在地が村内にあるもののうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和5年10月1日時点において支援対象業種を主たるものとして営んで事業収入を得て、申請日時点においても営業を継続しており、かつ、支援金の受領後も営業を継続する意思があること。
- (2) 次に掲げる村税等（村外に住所を有する個人事業者の場合は、住所を有する市町村が賦課する税等を含む。）の滞納がないこと。
 - ア 中小企業者又は小規模企業者である場合には、支援対象者に課税されている法人村民税、固定資産税及び軽自動車税
 - イ 個人事業者である場合には、支援対象者に課税されている村県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税
- (3) 佐井村暴力団排除条例（平成23年佐井村条例第24号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者の該当者でないこと。
- (4) 支援金を交付することが適当でないと村長が判断する者でないこと。

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる金額とし、従業員数は令和4年10月1日時点において村内事業所に勤務する者の数とする。

- (1) 個人事業者 30千円
- (2) 従業員数10人以下の法人 100千円
- (3) 従業員数20人以下の法人 200千円
- (4) 従業員数30人以下の法人 300千円
- (5) 従業員数31人以上の法人 500千円

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業者又は小規模事業者
 - ア 同意書兼誓約書（様式第1号 別紙1）
 - イ 直近の事業年分の確定申告書類の控え等の写し
 - ウ 法人事業概況説明書
 - エ 村内事業所に勤務する従業員数を証明する書類
 - オ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
 - カ 代表者本人の身分証明書の写し
 - キ その他村長が必要と認める書類
- (2) 個人事業主
 - ア 同意書兼誓約書（様式第1号 別紙1）
 - イ 直近の事業年分の確定申告書類の控え等の写し
 - ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
 - エ 申請者本人の身分証明書の写し

オ 申請者本人の滞納がないことの証明書（村外に住所を有する個人事業者に限る）

カ その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による支援金の交付申請は、1事業者1回限りとする。ただし、同一事業者が複数の事業所又は店舗を有する場合には、それぞれの事業所又は店舗で確定申告等を行っており、経理の区別が明確である場合に限り、それぞれで申請することができるものとする。

3 第1項の規定による申請は、令和6年2月29日までにを行うものとする。ただし、村長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

（支援金の交付決定）

第6条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書（様式第2号）により、交付すべき支援金の額を通知し、支援金を申請者に交付するものとする。

3 村長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付申請却下通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

4 支援金は、口座振込により交付する。

（交付決定の取消し等）

第7条 村長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、返還を求めることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

（3）その他村長が不相当と認めたとき。

2 村長は、第1項の規定により支援金の交付を取り消した場合は、佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付決定取消通知書（様式第4号）を支援対象者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第8条 村長は、支援金の交付の決定を取り消した場合には、支援対象者に対し、佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金返還命令書（様式第5号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

佐井村長 様

（申請者）

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 ④
 電 話 番 号 ()

佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書

佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付要綱に基づく支援金の交付を受けたいので、同要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

記

1 申請内容

申請者区分	<input type="checkbox"/> 法人事業主 <input type="checkbox"/> 個人事業主	開業年月日	M・T・S・H・R 年 月
事業所等の所在地	佐井村大字		
事業の業種	<input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 総合建設業 <input type="checkbox"/> 職別工事業 <input type="checkbox"/> 食料品製造業 <input type="checkbox"/> 木材・木製品製造業 <input type="checkbox"/> 輸送用機械器具製造業 <input type="checkbox"/> その他の製造業 <input type="checkbox"/> 電気業 <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業 <input type="checkbox"/> 水運業 <input type="checkbox"/> 各種商品小売業 <input type="checkbox"/> 織物・衣服・身の回り品小売業 <input type="checkbox"/> 飲食料品小売業 <input type="checkbox"/> 機械器具小売業 <input type="checkbox"/> その他の小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 洗濯・理容・美容・浴場業 <input type="checkbox"/> 社会保険・社会福祉・介護事業 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理業 <input type="checkbox"/> 自動車整備業 <input type="checkbox"/> 機械等修理業 <input type="checkbox"/> その他 ()		
従業員数	常時使用する従業員数 人		
交付申請額 (請求額)	円	個人事業主	3万円
		法人(従業員数1～10人)	10万円
		法人(従業員数11～20人)	20万円
		法人(従業員数21～30人)	30万円
		法人(従業員数31人以上)	50万円

2 支援金振込先口座

金融機関		支店名	
預金口座種類	普通 当座 その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

添付書類（以下の全ての書類を添付（□に✓を記入）の上、申請してください。）

- 直近の事業年分の所得税確定申告書類又は村民税県民税申告書の控え等の写し
- 申請者本人名義（法人の場合は代表者）の振込先口座の通帳の表紙及び1、2ページ目の写し
- 申請者本人（法人の場合は代表者）の身分証明書（表面及び裏面）の写し
（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- 申請者が法人の場合は、村内事業者に勤務する従業員数を証明する書類
- 村外に住所を有する個人事業者の場合は、住所を有する市町村が発行する令和3年度の納税証明書

※添付書類に不備や誤り等があった場合は、支援金の交付に時間がかかる場合があります。

同意書兼誓約書

令和 6年 月 日

佐井村長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金の申請にあたり、下記の事項について同意及び誓約します。

なお、下記の事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取り消しに同意し、交付された支援金がある場合は返還することを誓約します。

記

【同意事項】

申請書の審査にあたって、村が村税等の納付状況を調査する。

(確認税目)

個人村民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税及び国民健康保険税

【誓約事項】

佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第3条に規定する支援対象者の要件を全て満たしている。

様式第2号（第6条関係）

第 号
令和 6年 月 日

（申請者名） 様

佐井村長

㊟

佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書

令和 6年 月 日付けで交付申請のあった標記の支援金について、佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 振込予定日 令和 6年 月 日

（申請者名） 様

佐井村長

印

佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付申請却下通知書

令和 6年 月 日付けで交付申請のあった標記の支援金については、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業者等の名称
- 2 不交付の理由

（申請者名） 様

佐井村長



佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金交付決定取消通知書

令和 6年 月 日付で 第 号で交付決定した佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金について、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

1 事業者等の名称

2 交付決定額 円

3 交付決定取消額 円

4 取消理由

第 号
令和 6年 月 日

（申請者名） 様

佐井村長 ⑩

佐井村中小企業者等物価高騰対策緊急支援金返還命令書

令和 6年 月 日付け 第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）支援金
については、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 事業所等の名称

2 返 還 額 円

3 返 還 期 限 令和 6年 月 日

4 返 還 理 由